# 地域未来投資促進税制 主務大臣の確認申請書 記載例・参考資料

## ※ 青囲みの記載事項は、資料作成にあたっての留意点等を示したものとなります。

※ 記載例の内容はあくまでも一例です。それぞれの事業の内容・性質が異なることから、本記載例と同様に記載して申請を行った場合でも、主務大臣の確認を保証するものではありません。

令和5年5月 経済産業省関東経済産業局 地域振興課地域未来投資促進室

## (別添2) 法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書

【様式1】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十 五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大 臣が定める基準に係る確認申請書

令和●年 ●月 ●日

## ●●大臣 ●● ●● 殿

#### 【日付】

申請日(都道府県の計画承認日以降とする こと。)を記載。

#### 【大臣名】

- 主務大臣確定の連絡を踏まえ、所管大臣名 を、上から総務大臣、財務大臣、厚生労働 大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土 交通大臣、環境大臣の順で記載。
- 大臣の姓名まで記載。

住 所 東京都千代田区霞が関 1丁目1番地3

名 称 経産工業株式会社 代表者の氏名 代表取締役 経産 太郎

済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強

化に関する法律(以下「法」という。)第25条の規定に基づく確認を受けたいので申請し ます。

## 【住所】

- 本社所在地を記載。
- アルファベット、数字、カタカナは全て全角

### 【名称・代表者の氏名】

- 株式会社と事業者名のスペースは不要
- 役職と姓名の間は全角スペースが必要 (例) 経済工業株式会社 代表者役職×姓×名(×は全角スペース)
- 役職名も記載。

## (備考)

- 1 用紙の大きさは、
- 複数の事業者が共同で地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合 は、承認地域経済牽引事業計画における代表者名を記載。
- 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

## 1 対象事業者の住所及び名称

対象事業者の住所及び名称

(住所) 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3

(名称) 経産工業株式会社

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

ず未行 中に限る下及すること。

- 【1 対象事業者の住所及び名称】
- ・ 複数の対象事業者が確認申請を行う場合には、欄を 追加して記載。
- 住所、名称の順に記載。

## 2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

令和4年2月6日(変更承認日:令和4年11月26日、令和5年2月26日)

- ※ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。 【2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日】
  - ・ 複数回の変更承認を受けた場合には、その全ての変更承認日を記載。

## 3 承認地域経済牽引事業の名称

新型プレス機を活用した金型加工工場の新設

## 4 承認地域経済牽引事業の実施場所

A県B市××732番地、733番地

- 【3 承認地域経済牽引事業の名称】
- 【4 承認地域経済牽引事業の実施場所】
- 承認地域経済牽引事業計画の記載内容を転記。実施場所については、地番単位で記載。(複数ある場合も全て記載)

## 5 承認地域経済牽引事業の概要

#### <例1>

弊社は、これまで高い金型加工技術を生かして、C自動車株式会社の「xxx」「yyy」といった車両やD自動車株式会社の「zzz」「vvv」といった車両のエンジンに関する金型部品Mを製造してきた。

本事業は、自動車の更なる燃費向上が課題となる中で、より小型化・軽量化した金型部品Mを製造するものである。事業実施に当たっては、弊社既存工場に隣接する形で、新たな工場(弊社第五工場)を建設するとともに、金型部品の小型化・軽量化に対応した新型プレス機を導入する。

本事業で製造する小型化・軽量化した金型部品Mは、製品の厚みが 5 mm 未満であり、 その製造にかかる〇〇〇、〇〇〇を実現する技術は世界でも屈指の加工技術である。加 えて、プレス工程における曲げ加工について、〇〇〇から〇〇〇までの加工を可能とす る新たに導入する新型プレス機を活用することで、〇〇〇種〇〇〇〇点の部品生産が可 能となり、また、不良品率を1%未満に抑えることができる。新型プレス機や新たに製造する金型部品Mの詳細については、以下の図表を参照されたい。

### 【図表略】

<例2>(※他業種の記載例)

当社は昭和60年に創業し、農産品を中心とした各種商品の保管、配送を行ってい る。近年、取扱量の増加や顧客の要請による取扱商品の多様化に加えて、品質保持や納 入期間短縮等の顧客の要請への対応が必要となっており、本事業により新しい倉庫を設 立し、キャパシティーの増加、機能の拡充、効率化を図る。新倉庫では、商品の受入れ から保管、配送までの工程を最適化、効率化するため、新たに自動化装置と倉庫管理シ ステムを導入し、受発注システムや運送管理システムにも連携させる。倉庫スペースの 拡大に加えて、自動化装置の導入により受入貨物の処理速度がこれまでの○○○○から 約1.5倍になることから、1日に取扱可能な貨物量が1日当たり $\bigcirc$ tから $\bigcirc$ tに拡大 する見込みである。また、新倉庫に導入される〇〇〇システムは〇〇や〇〇〇、〇〇〇 などの多岐に亘る対象商品をその商品の特性によって温度や湿度等の保管環境を柔軟 に変更できるため、納入された商品に応じてそれぞれに適した環境で管理することが可 能となり、さらに××装置を設置することにより鮮度が〇〇〇日間〇〇〇の状態で維持 できるなど飛躍的に向上する。例えば▲▲については鮮度保持期間が従来の約2倍とな ることにより、従来は鮮度が著しく低下することから当社工場を起点に○○○km圏内 の首都圏への配送が難しかった商品や、〇〇〇や〇〇〇〇などの高度な品質管理が求め られる高価格帯の商品にも対応できるようになり、これにより、地域で生産された農産 品や各種製品の付加価値向上にもつながるものと考えられる。また、受発注システムと 配送システムと連携し、AIを活用して輸送環境や輸送ルートを最適化することによ り、客先にタイムリーに鮮度の高い商品を供給でき、保管・運送の効率化によってコス トも〇〇〇%の削減が可能となる。当社が取り組む、受入れから管理、配送までを一気 通貫で運用するシステムとAIを連動させて、全体を最適化、効率化し、高度な品質管 理を実現するシステムの導入は、業界内でも先駆的な取り組みである。

※ 製品や役務の概要等を30行以内で簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

#### 【5 承認地域経済牽引事業の概要】

・ 当該地域牽引事業の先進性\*について、同業他社に普及していない点などにも触れながら、 ポイントを絞って概ね30行以内で簡潔に記載。

※先進性に関する詳細は、地域経済牽引事業計画ガイドライン参照

 $(\underline{https://www.meti.go.jp/policy/sme\_chiiki/miraitoushi/file/jigyokeikaku-guideline.pdf})$ 

次のいずれかの項目で先進性を有すると評価されること

①開発又は生産をする製品の先進性、②開発又は提供する役務の先進性、③製品の生産又は販売の方式の先進性、④役務の提供の方式の先進性

※ (参考) 本事業による付加価値額増加の背景、また、次項【6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率】以降で算定する数値等の背景=先進性を有し、相応の付加価値額を創出(増加)等が見込まれることなどについて本欄に簡潔に記載。

## 6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率(<u>以下のいずれかを</u> 記載すること)

投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均 値 ×100	9. 0 (%)
投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の	(0/)
平均值 × 1 0 0	(%)

- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-1に記入して提出し、 投資収益率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-2に記入して提出すること。

### 【6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率】

・ 数値については、労働生産性の伸び率の場合は別紙1-1、投資収益率の場合は別紙1-2 を作成して転記。

別紙1-1及び別紙1-2については、「2. 算定シート」の各項目についての算定根拠をそれぞれ「3. 算定根拠」に必ず記載。(必要に応じて根拠資料を添付。)

• 承認地域経済牽引事業者の企業全体の数値ではなく、地域経済牽引事業単位での数値を記載。(事業単位の数値が算出できない場合等で企業全体の数値を記載する場合は、理由や詳細を別紙の算出根拠欄に記載。)

#### 【参考】

●地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示(以降「告示」という。)第1項 第 1号 イ (1)

労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

(https://www.meti.go.jp/policy/sme\_chiiki/miraitoushi/file/kokuji\_kazeitokurei2304.pdf)

- ●地域未来投資促進法における 地域経済牽引事業計画の ガイドライン
- 第5 法第25条に基づく確認について
- 1 法第25条に基づく確認の基準

(https://www.meti.go.jp/policy/sme\_chiiki/miraitoushi/file/jigyokeikaku-guideline.pdf)

## 7 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見	0.6 6 (0/)
込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率 ×100	26.6 (%)
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び	8. 2 (%)
率 ×100	<b>6. 2</b> (70)

※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

#### 【7 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高】

算定根拠については、【参考1】売上高及び市場の規模の伸び率算定シートを適宜活用して算出。

#### 【参考】告示 第1項 第2号

計画承認日以降五年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る 商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、零を上回り、かつ、過去五事業年度における当該商品又は役 務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を五以上上回ること。

## 8 減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名( 経産工業株式会社 )

1千 华石	次文の中点		국 th Yi fm	取得予定	取得予定
種類	資産の内容	数量	予定単価	価額	時期
建物及びそ	第五工場 建屋	1棟	840,000 千円	840,000 千円	令和5年11月
の附属設備					
機械及び装	新型プレス機 X	4台	100,000 千円	400,000 千円	令和6年4月
置					
機械及び装	新型プレス機 Y	1台	50,000 千円	確認前取得資産	令和5年5月
置				50,000 千円	

- ※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号に規定する資産の種類を記入すること。
- ※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

### 【8 減価償却資産】

- ・ 減価償却資産については、地域経済牽引事業計画に記載されている資産(税制措置の対象とならない車両・船舶等を含む。)を記載。
- ・ 主務大臣の確認前に取得する資産については、取得予定価額の欄に「確認前取得資産」と明記。 なお、確認前取得資産については、課税特例の適用を受けることができない。
- ・ 種類には、法人税法施行令第13条各号の種類を記載。(「建物及びその附属設備」・「構築物」・ 「機械及び装置」・「車両及び運搬具」など)
- 単位を正しく記載。(「数量」「予定単価」「取得予定価額」欄)
- ・ 補助金の交付により圧縮記帳を行う場合、「減価償却資産の取得予定価額」には圧縮記帳後の 金額を記載。
- 数量×予定単価=取得予定価額となるように記載。

## 9 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象	泉事業者名	経産工業株式会社			
前马	事業年度の減価償却費				
	対象事業者が連結会社以外の場合	684, 384, 222 (円)			
	対象事業者が連結会社の場合	(円)			
対象	象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額	1,290,000,000 (円)			

- ※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。
- ※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

## 【9 対象事業者が取得する予定の減価償却資産】

- ・ 対象事業者の前事業年度の減価償却費については、主務大臣の確認を受ける時点の前事業年度の数値を記載。(対象事業者が連結会社である場合には、連結会社全体の前連結会計年度の減価償却費を記載)
- ・ 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額については、【8 減価償却資産】 で記載した各資産の取得予定価額の合計額を記載。
- 必ず円単位で記載。

#### 【参考】告示 第1項 第3号及び第4号

- 三 対象事業に係る法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画(以下「計画」という。)に定められた施設又は設備を構成する法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十三号に規定する減価償却資産(以下単に「減価償却資産」という。)の取得予定価額の合計額が二千万円以上であること。
- 四 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、次のイ又は口に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該イ又は口に定める額の百分の二十以上の額であること。
  - イ ロに掲げる者以外の対象事業者当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額 (事業年度の期間が一年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額)
  - ロ 連結会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第五号に規定する連結会社をいう。)である対象事業者当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の同条第四十一号に規定する前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額(当該前連結会計年度の期間が一年未満である場合にあっては、その加えて得た額を一年当たりの額に換算した額)

## 10 旧計画がある場合に係る事項(該当する場合のみ記載すること。)

旧計画の名称	
旧計画の実施期間	
旧計画における投資年度以降の5事業年度の労働生産	(%)
性の伸び率の平均値 ×100	(70)
旧計画における投資年度の翌事業年度以降の5事業年	(%)

#### 度の投資収益率の平均値 ×100

- ※ 旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの(本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。)」とする。
- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入 して提出すること。
- ※ 上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5事業年度に満たない場合 は、直近事業年度までの間について算定することとする。

## 【10 旧計画がある場合に係る事項】

- ・ これまでに、同一事業者が同一都道府県内で地域経済牽引事業の承認を受け、主務大臣の確認 を受けている場合には、記載が必要となりますので、関東局へ御相談ください。
- 複数の旧計画が存在する場合には、記載欄を増やした上で、全ての旧計画について、それぞれ 記載。
- ・ なお、算定期間が1事業年度に満たない場合は、1事業年度当たりの数値に換算した値を用いる。例えば、算定根拠となる売上高等について、7ヶ月間の実績が存在する場合には、当該数値に12/7を乗じるなど、合理的な算定方法により算出。

#### 【参考】告示 第1項 第4号の2

法第二十五条に規定する確認に係る申請(以下「確認申請」という。)について、当該確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の計画であって、当該確認申請に係る計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの(当該確認申請前に当該他の計画に係る法第二条第一項に規定する地域経済牽引事業が法第二十五条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「旧計画」という。)がある場合にあっては、次のいずれにも該当すること。イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

- ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。
- <u>当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が平成31年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するものと</u>して、確認申請を行う場合のみ、以下の11及び12を記載すること。

該当する(上乗せ要件を満たす)ものとして確認申請を行う場合以外は、11、12は全て空欄

## 11 以下の(1)又は(2)のいずれかを記載すること

## (1) 対象事業者の付加価値額増加率

対象事業者名	経産工業株式会社
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	2, 521, 148, 147 (円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	2, 236, 584, 215(円)
付加価値額増加率・・・(A—B) / B×100	12.7(%)

- ※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。
- ※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

#### 【11 (1)対象事業者の付加価値額増加率】

- 主務大臣の確認を受ける時点の前事業年度及び前々事業年度の数値を記載。
- ・ 付加価値額については、承認地域経済牽引事業者の企業全体の数値を記載。(地域経済牽引事業 計画に記載されている付加価値創出額とは異なる点に注意。)
- 算出にあたっては、【参考2】付加価値額増加率算出シートを適宜活用。

【参考】告示 第1項 第5号

計画承認日が平成三十一年四月一日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること

(1)対象事業者の付加価値額増加率(前事業年度の付加価値額(事業年度の期間が一年未満である場合にあっては一年当たりの金額に換算した金額とし、零以下である場合にあっては一円とする。以下同じ。)から前々事業年度の付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度の付加価値額に対する割合をいう。)が百分の八以上であること。

## (2) 対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額 (当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和5年4月1日以後である場合)

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	(円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	(円)
平均付加価値額・・・(A+B) / 2	(円)
承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額	(円)

- ※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。
- ※ 承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額を記載すること。
- ※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

#### 【11 (2)対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額】

- ・ 令和5年4月1日以降に地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。
- ・ 承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額をそのまま転記。(企業全体の数値 でない点に注意)

#### 【参考】告示 第1項 第5号

計画承認日が平成三十一年四月一日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること

(2)計画承認日が令和五年四月一日以後である場合であって、対象事業者の平均付加価値額(前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。)が五十億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が三億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

## 12 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率及び投資収益率

投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均 値 ×100	9. 0 (%)
投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の 平均値 ×100	10.0(%)

- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入 して提出すること。

## 【12 承認地域経済牽引事業】

- ・【6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率】と整合する数値を記載。 【参考】告示 第1項 第5号 ロ、ハ、ニ
- ロ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から五年間の労働生産性の伸び率の年 平均が百分の四以上となることが見込まれること。
- ハ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から五年間の投資収益率の年平均が百分の五以上となることが見込まれること。
- ニ 承認地域経済牽引事業について、第一号イに規定する評価委員会において同号イ(1)の観点から先進的であると認められたこと。

#### 添付資料

- ※ 対象事業者の前事業年度の減価償却費が分かる資料として、前事業年度の財務諸表を提出してください。該当部分にマーカーを付けるなど、参照すべき箇所が分かるようにしてください。
- ※ 上乗せ要件の適用を受ける場合には、対象事業者の付加価値額増加率が分かる資料として、前事業年度及び前々事業年度の財務諸表を提出してください。該当部分にマーカーを付けるなど、参照すべき箇所が分かるようにしてください。
- ※ 承認地域経済牽引事業計画及び都道府県からの承認通知書(変更承認を受けた場合に は、変更承認分を含む。)を添付してください。

## 別紙1-1(労働生産性の伸び率の算定根拠)

## 1<u>. 算定期間</u>

午 庄 ( 而 歴 )	投資前年度	投資年度	第1年度	Ŝ
平及(四層)	2023	2024	2025	

※ 減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度を「投資年度」に記載すること。

## 【投資年度】

- ・ 確認申請書【8 減価償却資産】に記載した減価償 却資産のうち、事業供用年度(事業供用が複数年度 にわたる場合には、最も遅い年度)を記載。
- ・ 対象事業者における事業年度(決算年度)ベースで 記載。(本記載例は、対象事業者が3月決算である と仮定して記載している。)

## 2. 算定シート

						単位:	十円	
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	
	売上高	500,000	220,500	231,000	243,000	255,600	266,700	
	売上原価	340,000	149,940	157,080	165,240	173,808	181,356	
	販売費及び一般管理費	50,000	22,050	23,100	24,300	25,560	26,670	
	給与総額	140,000	35,200	35,200	35,200	35,200	35,200	
労働生産性の伸び	租税公課	20,000	8,600	9,009	9,477	9,968	10,401	
	付加価値額	270,000	92,310	95,029	98,137	101,400	104,275	
	労働者数(人)	32	8	8	8	8	8	
	労働生産性	8,438	11,539	11,879	12,267	12,675	13,034	労働生産性の伸び率
			137%	103%	103%	103%	103%	9.0%

## 3. 算定根拠

- 売上高等の根拠資料は別紙1-3を参照。
- 〇 令和5年度(2023年度)は、地域経済牽引事業として新設する弊社第五工場の稼働前であるため、金型部品M(従来品)を製造している弊社 既存工場(第三工場及び第四工場)の売上高等の推計値(最新実績である令和4年度(2022年度)の数値を横置き)を記載している。 令和6年度(2024年度)以降は、地域経済牽引事業として新設する弊社第五工場の売上高等の推計値を記載している。

## 別紙1-2(投資収益率の算定根拠)

## <u>1. 算定期間</u>

年度(西暦)	投資年度	第1年度	第2年度	第3年度	설
	2024	2025	2026	2027	

<sup>※</sup> 減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度を「投資年度」に記載すること。

## 【設備導入に伴う変化額】

・ 投資収益率の算定に当たって、各年度に記載する売上高等の各指標の数は、「当該年度の売上 高等の額」から「設備投資前の売上高等の額」 を差し引いた値を記載。

## <u>2. 算定シート</u>

							単位:	千円	
設備導	入に伴う変化額	2024	2025	2026	2027	2028	2029	5年平均	
	設備投資額	<b>1,290,000</b>							
	売上高		231,000	243,000	255,600	266,700	281,400		
	売上原価	(減価償却以外)	88,100	96,260	104,828	112,376	122,372		
		(減価償却費)	68,980	68,980	68,980	68,980	68,980		
投資収益率	売上総利益		73,920	77,760	81,792	85,344	90,048		
<b>投</b> 具似益华	販売費及び一般管理費	(減価償却以外)	19,080	20,280	21,540	22,650	24,120		
		(減価償却費)	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020		
	営業利益		50,820	53,460	56,232	58,674	61,908		
	減価償却費		73,000	73,000	73,000	73,000	73,000		投資収益率
	営業利益+減価償却費		123,820	126,460	129,232	131,674	134,908	129,219	10.0%

## <u>3. 算定根拠</u>

- 売上高等の根拠資料は別紙1-3を参照。
- 本事業は地域経済牽引事業として弊社第五工場を新設するものであるため、第五工場における売上高等自体が設備導入に伴う変化額に当たる。

## 別紙1-3

## 売上高等の根拠資料

## 1. 令和4年度(2022年度)の売上高等(実績)

令和4年度(2022年度)の金型部品M(弊社第三工場・第四工場)の売上高等(実績)は以下のとおりとなっている。

売上高 500,000 千円

売上原価 340,000 千円 (うち減価償却費 120,000 千円)

販売費及び一般管理費 50,000 千円 (うち減価償却費 7,000 千円)

給与総額140,000 千円租税公課20,000 千円労働者数32 人

## 2. 令和5年度(2023年度)の売上高等(推計)

地域経済牽引事業に係る新型プレス機Xの取得時期は、令和6年4月を見込んでおり、新設する弊社第五工場の稼働開始は、令和6年度となる。このため、令和5年度の売上高等は、令和4年度と同額と見込んでいる。

## 3. 令和6年度(2024年度)の売上高等(推計)

#### (1) 売上高

第五工場で製造する小型化・軽量化した金型部品Mについて、令和6年度は 以下の単価・数量の売上高を見込み、取引先と交渉中。また、令和7年度以降 は、取引先の自動車製造台数拡大の見通しを踏まえ、各取引先に出荷する数量 について、毎年度、前年比約5%増で増加する見込み(単価は変動しない。)。

(単位:金額は千円・数量は個)

版訂件		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和11年度
取引先		(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)
C自動車	単価			1:	20		
株式会社	数量	1,000	1, 050	1, 100	1, 155	1, 210	1, 270
向け出荷	金額	120, 000	126, 000	132, 000	138, 600	145, 200	152, 400
D自動車	単価			1	50		
株式会社	数量	670	700	740	780	810	860
向け出荷	金額	100, 500	105, 000	111,000	117,000	121, 500	129, 000
合計金額	額	220, 500	231,000	243, 000	255, 600	266, 700	281, 400

## (2) 売上原価・販売費及び一般管理費

#### ① 売上原価

令和4年度実績において、売上原価は売上高比68%となっていることを踏ま え、各年度の売上高に当該数値を乗じて計算した。

## ② 販売費及び一般管理費

令和4年度実績において、販売費及び一般管理費は売上高比10%となっていることを踏まえ、各年度の売上高に当該数値を乗じて計算した。

## ③ 減価償却費

本事業における「第五工場 建屋」(840,000 千円) については、30 年償却で計算し、減価償却費を28,000 千円/年と見込んでいる。また、「新型プレス機X」(400,000 千円)、「新型プレス機Y」(50,000 千円) については、10 年償却で計算し、減価償却費を45,000 千円/年と見込んでいる。

これらの合計値(73,000 千円)について、令和4年度実績における売上原価に係る減価償却費と販売費及び一般管理費に係る減価償却費の比率(120,000千円:7,000 千円)で按分し、令和6年度以降の売上原価に係る減価償却費を68,980 千円、販売費及び一般管理費に係る減価償却費を4,020 千円とした。

### (3) 給与総額

令和4年度実績において、給与総額÷労働者数の値(=一人当たり給与額)が約4,400千円となっていることを踏まえ、各年度の労働者数に当該数値を乗じて計算した。

#### (4)租税公課

令和4年度実績において、租税公課は費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)の約5%となっていることを踏まえ、各年度の費用総額に5%を乗じて計算した。

#### (5) 労働者数

地域経済牽引事業に係る弊社第五工場においては、新たに8名の新規従業員を採用する見込み。なお、新型プレス機Xの導入により、作業プロセスの効率化・改善がなされるため、本事業については、既存事業の水準よりも少ない従業員規模での運営が可能となっている。

## (1) 計算例: A 新規事業立上げの場合(労働生産性の伸び)

## 【具体例】

→ 機械部品a1の製造事業を行うA社が、新たな機械部品a2の製造事業(=新規事業)を開始する場合。

## 投資年度(※)

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。 詳細は、以下の国税庁HP参照。

A社の売上高	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
機械部品 α1の製造事業 ①	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
機械部品a2の製造事業 (地域経済牽引事業)	-	② 50	50	100	100	200

. <b>算定</b> シート									
							単位:	百万円	
			2022	2023	2024	2025	2026	2027	
		売上高 1	3,000	50	50	100	100	200	(2)
		売上原価	2,000	25	25	50	50	100	
		販売費及び一般管理費	1,000	40	40	50	50	55	
		給与総額	1,000	15	15	30	30	50	
労	'働生産性の伸び	租税公課	500	10	10	40	40	80	
		付加価値額	1,500	10	10	70	70	175	
		労働者数(人)	200	5	5	10	10	15	
		労働生産性	8	2	2	7	7	12	労働生産性の伸び率
				27%	100%	350%	100%	167%	

- ① 投資年度の前年度(2022年度)には、既存の類似事業や、新事業の立上げに対して中止した事業等における数値を記入します。この事業では、既存の類似事業として、機械部品a1の製造事業の数値を記入していますが、どの事業が類似事業に該当するかは個別ケースごとの判断となります。
- ② 投資年度以降(2023年度~2027年度)には、機械部品 a2の製造事業の数値を記入します。
- ※「売上高」以外の項目も、①②と同様に記入してください。

## (1) 計算例: A 新規事業立上げの場合(投資収益率)

## 【具体例】

→ 機械部品a1の製造事業を行うA社が、新たな機械部品a2の製造事業(=新規事業)を開始する場合。

## 投資年度(※)

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。 詳細は、以下の国税庁HP参昭。

A社の売上高	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
機械部品a1の製造事業	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
機械部品a2の製造事業 (地域経済牽引事業)	_	50	② 50	100	100	200	200

 <u>定シート</u>									
<u>~</u>							単位:	百万円	
設備2	導入に伴う変化額	2023	2024	2025	2026	2027	2028	5年平均	
	設備投資額 1	▲ 500							
	売上高		50	100	100	200	200	(2)	
	売上原価	(減価償却以外)	25	50	50	100	100	)	
		(減価償却費)	0	0	0	0	0		
+ル/タ/ID <del>) (</del>	売上総利益		25	50	50	100	100		
投資収益率	販売費及び一般管理費	(減価償却以外)	15	25	25	30	30		
		(減価償却費)	25	25	25	25	25		
	営業利益		<b>▲</b> 15	0	0	45	45		
	減価償却費		25	25	25	25	25		投資収益率
	営業利益+減価償却費		10	25	25	70	70	40	

- ① 設備投資額を入力します。(「-」(マイナス)の値で入力します。)
- ② 投資年度の翌年度以降(2024年度~2028年度)には、機械部品a2の製造事業の数値を記入します。
- ※「売上高」以外の項目も、②と同様に記入してください。

## (1) 計算例:B 既存事業の増強(労働生産性の伸び)

## 【具体例】

→ 食品製造事業を行うB社が、自社のβ製品の増産を行う場合。

## 投資年度(※)

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。 詳細は、以下の国税庁HP参照。

B社の売上高	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
食品製造事業	300	350	350	400	400	500
b-1事業(β製品製造[既存分])①	300	300	300	300	300	300
b-2事業(β製品製造[増産分]) (地域経済牽引事業)	-	2 50	50	100	100	200

	-							
<u>算定シート</u>						単位:	百万円	
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	
	<b>売上高</b> (1)	300	50	50	100	100	200	<b>(2)</b>
	売上原価	60	25	25	50	50	100	
	販売費及び一般管理費	150	40	40	50	50	55	
	給与総額	100	15	15	30	30	50	
労働生産性の伸び	租税公課	50	10	10	40	40	80	
	付加価値額	240	10	10	70	70	175	
	労働者数(人)	30	5	5	10	10	15	
	労働生産性	8	2	2	7	7	12	労働生産性の伸び
			25%	100%	350%	100%	167%	

- ① 投資年度の前年度(2022年度)には、b-1事業の数値を記入します。
- ② 投資年度以降(2023年度~2027年度)には、b-2事業の数値を記入します。
- ※「売上高」以外の項目も、①②と同様に記入してください。

## (1) 計算例:B 既存事業の増強(投資収益率)

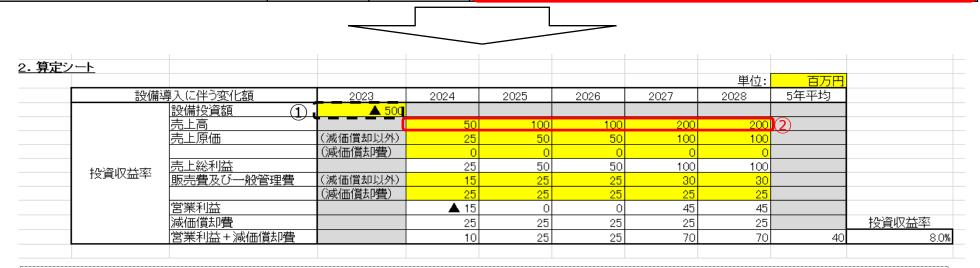
## 【具体例】

→ 食品製造事業を行うB社が、自社のβ製品の増産を行う場合。

## 投資年度(※)

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。 詳細は、以下の国税庁HP参照。

B社の売上高	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
食品製造事業	300	350	350	400	400	500	500
b-1事業(β製品製造[既存分])	300	300	300	300	300	300	300
b-2事業(β製品製造[増産分]) (地域経済牽引事業)	1	50	2 50	100	100	200	200



- ① 設備投資額を入力します。(「-」(マイナス)の値で入力します。)
- ② 投資年度の翌年度以降(2024年度~2028年度)には、b-2事業の数値を記入します。
- ※「売上高」以外の項目も、②と同様に記入してください。

## (1) 計算例: C 工場内の省力化設備の導入(労働生産性の伸び)

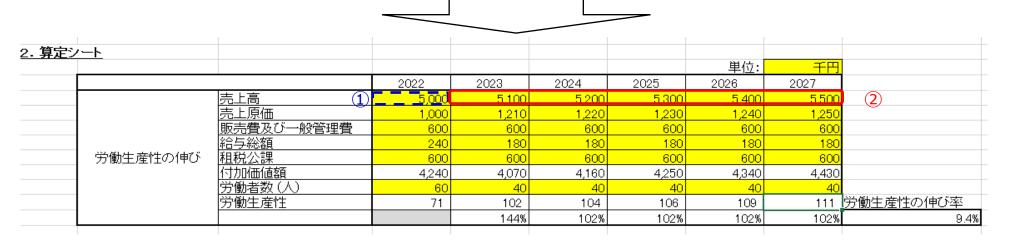
## 【具体例】

→ 電子製品製造事業を行うC社が、自社の製造ラインの更新(省力化設備の導入)を行う場合。

## 投資年度(※)

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。 詳細は、以下の国税庁HP参照。

C社の売上高	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
電子製品製造事業	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500
c-1事業[既存] ①	5,000	ı	1	ı	1	_
c-1'事業[更新後] (地域経済牽引事業)	-	② 5,100	5,200	5,300	5,400	5,500



- ① 投資年度の前年度(2022年度)には、c-1事業の数値を記入します。
- ② 投資年度以降(2023年度~2027年度)には、c-1′事業の数値を記入します。
- ※「売上高」以外の項目も、①②と同様に記入してください。

## (1) 計算例: C 工場内の省力化設備の導入(投資収益率)

## 【具体例】

→ 電子製品製造事業を行うC社が、自社の製造ラインの更新(省力化設備の導入)を行う場合。

## 投資年度(※)

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。詳細は、以下の国税庁HP参照。https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm

C社の売上高	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
電子製品製造事業	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,500
c-1事業[既存]	5,000	-	1	1	1	1	1
c-1′事業[更新後] (地域経済牽引事業)	_	5,100	② 5,200	5,300	5,400	5,500	5,500

				l					
<u>ノート</u>									
							単位:	千円	
設備導	算入に伴う変化額	2023	2024	2025	2026	2027	2028	5年平均	
	設備投資額 (1)	▲ 70,000							
	売上高		5,200	5,300	5,400	5,500	5,500	(2)	
	売上原価	(減価償却以外)	720	730	740	750	750		
		(減価償却費)	500	500	500	500	500		
+ル2タボワナチマク	売上総利益		3,980	4,070	4,160	4,250	4,250		
投資収益率	販売費及び一般管理費	(減価償却以外)	600	600	600	600	600		
		(減価償却費)	0	0	0	0	0		
	営業利益		3,380	3,470	3,560	3,650	3,650		
	減価償却費		500	500	500	500	500		投資収
	営業利益+減価償却費		3,880	3,970	4,060	4,150	4,150	4,042	

- ① 設備投資額を入力します。(「-」(マイナス)の値で入力します。)
- ② 投資年度の翌年度以降(2024年度~2028年度)には、c-1′事業の数値を記入します。
- ※「売上高」以外の項目も、②と同様に記入してください。

